

伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿（R8. 7. 15現在）

No.	組織区分名	委員職名	委員名	協議会職名
1	伊達市	市長	須田 博行	会長
2	福島大学	経済経営学類 准教授	村上 早紀子	副会長
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
4	福島県県北地方振興局	県民環境部長	菅野 稔浩	
5	伊達警察署	交通課長	山田 一貴	
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査課長	鷹木 譲	
7	福島県保原土木事務所	所長	三品 和彦	
8	伊達市建設部	参事兼建設課長	鈴木 健光	
9	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎	
10	福島交通株式会社	福島支社乗合営業課長	八巻 健	
11	東日本旅客鉄道株式会社福島支店	副長	蓮沼 哲也	
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	富田 政則	
13	一般社団法人福島県タクシー協会	県北支部長	大村 雅恵	
14	伊達地区タクシー協議会	会長	寺島 大樹	
15	伊達市商工会	会長	渡邊 武	
16	保原町商工会	会長	佐藤 晃司	
17	私鉄福島交通労働組合	福島支部長	国嶋 章	
18	自交総連東北地連福島県協議会	議長	渡辺 良春	
19	伊達川東地区協議会	会長	佐藤 富雄	
20	梁川町自治組織連絡会	会長	名谷 勝男	監査
21	N P O法人保原中央自治振興会	理事長	齋藤 徹雄	
22	掛田自治協議会	会長	佐藤 吉彦	
23	月舘地域自治組織連絡協議会	会長	千葉 康生	
24	伊達市PTA連絡協議会	副会長	岡崎 晶彦	
25	伊達市連合婦人会	上保原婦人会長	遊佐 範子	
26	伊達寿会連合会	会長	片平 博行	
27	伊達市社会福祉協議会	常務理事	原 好則	監査

報告第 1 号

伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定について

1. 要綱名

伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱

2. 制定理由

伊達市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 189 号）の規定に基づく法定協議会であるが、より適切な事業実施に向けて、従来の伊達市地域公共交通活性化協議会規約に替え、制定するもの。

3. 施行の日

令和 8 年 7 月 15 日

4. 経過措置

要綱施行の日の前日までに、伊達市地域公共交通活性化協議会によりなされた手続その他の行為は、本要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

伊達市告示第 号

伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

伊達市長 須田 博行

伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(以下別紙)

伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

2 会長は、伊達市長をもって充てる。

3 副会長及び監査委員は、委員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

3 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ議長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は書面にて協議することができる。

7 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、市のホームページ等を利用して公表する。ただし、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、伊達市市民生活部生活環境課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は生活環境課長、事務局員は同課の職員をもって充てる。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(報償)

第14条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の報償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、伊達市地域公共交通活性化協議会規約の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に伊達市地域公共交通活性化協議会規約第4条における規定により選任されている協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この要綱第4条の規定により選任された協議会の委員とみなす。

別表(第4条関係)

伊達市長
公共交通事業者等
道路管理者
地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
福島県公安委員会が指名するもの
地域公共交通の利用者
学識経験者
国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
会長が必要と認める者

議案第 1 号

伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約の制定について（案）

伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 規約名

伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約

2 制定の理由

令和 5 年 10 月 1 日の道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度において、独占禁止法の観点から、地域内フィーダー系統の運賃においては、運賃協議会等を開催し協議を行うことと改正された。その際、協議前にパブリックコメントの募集や、地域住民へのアンケートなどを行い、広く意見を聴取するとされた。

今般、道路運送法の規定に則り、伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会を設置し、適正な業務実施に努めるため制定するもの。

3 制定の日

令和 8 年 7 月 15 日

4 運賃協議分科会開催予定日

令和 8 年 8 月 6 日

5 運賃協議会委員

- (1) 市長が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局
- (4) 住民又は利用者の代表する者として市長が指名する者

伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約（案）

（目的）

第1条 伊達市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金等（以下「運賃等」という。）について、協議及びその他の連絡調整を行うため、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、要綱及び関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

（協議事項）

第2条 分科会は、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

2 前項の協議事項のうち、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。

- （1）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設又は変更、路線の付け替え又は一部延伸があった場合で、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合及び路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
- （2）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- （3）工事等により一時的な迂回が生じるときの路線等を変更する場合
- （4）新たな決済手段を追加する場合
- （5）前各号に掲げるもののほか、分科会の会長（以下「分科会長」という。）が軽微な案件であると認める場合

（組織）

第3条 分科会は、次に掲げる者を構成員（以下「委員」という。）とする。

- （1）市長が指名する市職員
- （2）当該協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）国土交通省東北運輸局福島運輸支局
- （4）住民又は利用者の代表する者として市長が指名する者

（分科会長）

第4条 分科会に会長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらか

じめ指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

2 書面による会議は、分科会長が必要と認める場合に実施できるものとする。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

4 分科会の決議の方法は会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会は、原則公開するものとする。ただし、議長が認めるとき、又は議長が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

6 議長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

(協議結果)

第6条 分科会で協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事実の誠実な実施に努めるものとする。

2 分科会で協議が整った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、要綱第11条に規定する事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は分科会長が別に定める。

附則

この規約は、令和8年7月15日から施行する。

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10~)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調つたときとは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ **道路管理者**
 - ロ **都道府県警察**
- 二 **学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者**

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）**又は都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

議案第 2 号

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について（案）

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 一部改正の理由

この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約に基づき定められていたが、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の日

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱第13条第3項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、伊達市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

（予算科目）

第3条 予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第6条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適性に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算差引簿

（2）その他必要な簿冊

（決算等）

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監

査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年7月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

（1）収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

（2）支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

議案第 3 号

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程の一部改正について（案）

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 一部改正の理由

この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約に基づき定められていたが、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正日

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱第 16 条の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第 2 条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

（公印の管理方法）

第 3 条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

（公印の使用）

第 4 条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

（公印の新調又は廃止）

第 5 条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

（その他）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

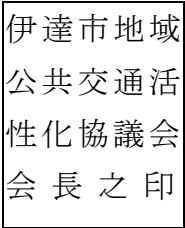
附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊達市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	方 21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

議案第 4 号

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する
要綱の一部改正について（案）

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱の一部
改正について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 一部改正の理由

この要綱は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約に基づき定められていたが、
伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の日

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務を発注するに当たって、当該業務の目的及び内容に最も適した受託者を選定するため、業務に関する提案を求め、その提案書に基づき費用及び効果について総合的な評価を行う方式（以下「プロポーザル方式」という。）の実施手続に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱においてプロポーザル方式とは、次に該当する手続をいう。

（1）公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。） 業務の概要、受託者の参加資格等を公表し、公募要件書（以下「要件書」という。）により当該候補者を公募し、候補者の中から協議会が発注する業務を請け負う者として適切であると思われるものを複数以上選定して行うプロポーザル方式

（対象業務）

第3条 プロポーザル方式により協議会が発注する業務は、次に掲げる業務のうち、会長が必要と認めるものについて行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、手続の対象としないものとする。

- （1） 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに改訂、複数の分野にまたがる調査その他の広範囲かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- （2） 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により執行することが適当であると会長が認める業務

（審査委員会）

第4条 会長は、プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、当該業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の事務を行うものとする。

- （1） 実施概要書及び要件書の適否について審査すること。
- （2） 協議会が発注する業務に関する提案書（以下「提案書」という。）を審査するための選定基準を決定すること。
- （3） 提案書の提出を求める者（以下「提案要請者」という。）を選出すること。

- (4) 提案書の審査において詳細な説明を受けるため、必要に応じヒアリングを実施すること。
- (5) 選定基準に基づき提案書を審査し、会長にその審査結果を報告すること。
- 3 審査委員会の委員は、別表に掲げる者とし、会長が任命又は委嘱するものとする。
- 4 審査会に委員長を置く。
- 5 委員長は、伊達市市民生活部長をもって充て、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 6 副委員長は、協議会事務局長をもって充てる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、委員長の職務を行う。
- 8 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 9 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
- 12 審査委員会の委員は、提案要請者に対して、いかなる援助も行ってはならない。
- 13 審査委員会に関する庶務は、協議会事務局において処理する。
- 14 審査委員会の設置期間は、公募を開始した日から事業者の選定が終了するまでの期間とする。

(提案書の提出の依頼)

第5条 会長は第3条に規定する業務を発注しようとするときは、当該業務に係るプロポーザル実施概要書（以下「実施概要書」という。）を作成し、審査委員会の審議を経て、次の方法により提案書の提出を依頼するものとする。

- (1) 公募型 提案書を提出する候補者を公募し、会長に提出された要件書を審査委員会において審査して提案要請者を選定し、提出要請書（別記様式。以下「要請書」という。）及び実施概要書を送付することにより行う方法
- 2 前項の規定による公募は、次の方法及び期間により行うものとする。
 - (1) 公募の方法 市ホームページ等への掲載
 - (2) 公募の期間 2週間。ただし、業務の性質上、審査委員会が必要と認めるときはこの限りでない。

(提出要請書の記載事項)

第6条 要請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 提案書提出先
- (3) 提案書提出期限

(4) 提案課題及び手続等

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(提案要請者の選定)

第7条 提案要請者の選定に当たっては、資格要件を満たしている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者を選定するものとする。

(提案書の特定)

第8条 会長は、審査委員会の審査結果を踏まえて、当該業務について最も適当と認められる提案書を特定するものとする。

2 会長は、前項の規定により特定した提案書の提出者に対して、提案書を特定した旨を通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第9条 会長は、提案書を提出した者のうち提案書を特定しなかったものに対して、提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を含まない）以内に、書面により、会長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 会長は、前項の規定による非特定理由についての説明を求められたときは、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

4 前3項に規定する事項については、要請書において明らかにするものとする。

5 第1項に規定する通知は、前条第2項に規定する通知と同時に行うとともに、当該非特定理由については、第5条の提案書を特定するための選定基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

6 会長は、第3項に規定する回答の内容を審査委員会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月15日から施行する。

別表（第４条第３項関係）

- （１）伊達市市民生活部長
- （２）協議会事務局長
- （３）伊達市未来政策部総合政策課長
- （４）伊達市財務部財政課長
- （５）伊達市産業部商工観光課長
- （６）伊達市建設部都市政策課長

別記様式（第5条関係）

プロポーザル提案提出要請書

第 号
年 月 日

（提案要請者名） 様

伊達市地域公共交通活性化協議会長

伊達市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式の実施手続に関する要綱に基づき、プロポーザル提案要請者として選定したので、下記により当該業務に係る提案書を提出されますよう要請いたします。

なお、参加されなかった場合に、その他の業務の発注等において、不利益な取扱いを行うことはありませんので、ご承知願います。

記

1 業務の概要

（1）業務名

（2）業務内容

（3）履行期限

2 提案書提出先

3 提案書提出期限

4 提案課題及び手続等 「プロポーザル実施概要書」記載のとおり

（事務担当： ）

議案第 5 号

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について（案）

伊達市地域公共交通活性化協議会規約の廃止について、次のとおり承認を求める。

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会 長 須田 博行

1 廃止の理由

伊達市地域公共交通活性化協議会は、本規約に基づき事業を実施してきたが、伊達市地域公共交通活性化協議会設置要綱の制定に伴い、本規約を廃止するもの。

2 廃止の日

令和 8 年 7 月 15 日

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の策定及び公共交通計画の変更に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市市民生活部生活環境課（以下「生活環境課」という。）内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(プロポーザル審査委員会)

第10条の3 協議会は、プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うためにプロポーザル審査委員会をおく。

- 2 プロポーザル審査委員会は別表3に掲げる者をもって構成する。
- 3 プロポーザル審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 4 プロポーザル審査委員会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長

であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第 15 条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を生活環境課内に置く。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

別表 2 (第 10 条の 2 関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

別表 3 (第 10 条の 3 関係)

- (1) 伊達市市民生活部長
- (2) 協議会事務局長
- (3) 伊達市未来政策部総合政策課長
- (4) 伊達市財務部財政課長
- (5) 伊達市産業部商工観光課長
- (6) 伊達市建設部都市政策課長